内閣衆質一八九第六一号

平成二十七年二月二十日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長町村信孝殿

衆議院議員仲里利信君提出大型フロートアンカーによるサンゴ礁破壊の中止と原状回復を求めることに関

する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員仲里利信君提出大型フロートアンカーによるサンゴ礁破壊の中止と原状回復を求めること

に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

縄県知事が定める沖縄県漁業調整規則 について沖縄県に確認しており、 ことは差し控えたいが、いずれにせよ、 政府としては、御指摘の「写真」について確認したものではないことから、その内容について答弁する 同県からは、 (昭和四十七年沖縄県規則第百四十三号)等に基づく手続の必要性 お尋ねの「フロートアンカー」を含む浮標の設置については、 他の事例を踏まえれば、 浮標の設置が同手続の対象とはな 沖

普天間飛行場代替施設建設事業の実施に当たっては、 周辺環境への影響の程度を把握し、 その結果に基

らない旨示されている。

摘の「フロートアンカー」を含む浮標の設置場所の選定に当たっては、サンゴ類の生息場所を避けるため づいて適切な環境保全措置を講ずることを目的に環境監視調査を実施しているところである。 また、 御指

サンゴ類の生息状況をあらかじめ調査した上でこれを決定しており、環境への影響を最小限にとどめるよ

う配慮して行っている。 いずれにせよ、 御指摘の「フロートアンカー」を含む浮標の設置による影響につ

_